

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正(案)  
に関する意見募集に対して寄せられた御意見等について

令和4年3月9日

厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正(案)に関する御意見を令和4年1月21日(金)から令和4年2月21日(月)までの間にホームページを通じて募集した結果、計13件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見及びそれらに対する考え方についてまとめましたので、下記のとおり公表いたします。取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約しております。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見等に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも移植医療対策行政に御理解と御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

令和4年1月21日(金)～令和4年2月21日(月)

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口(e-Gov)

(3) 意見提出方法

郵送、電子政府の総合窓口(e-Gov)

2. 意見募集の結果

意見提出数：13件(団体：0件、個人：13件)

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正(案)に対する御意見の概要及び寄せられた御意見に対する考え方について

御意見の概要	寄せられた御意見に対する考え方
<p>虐待の判別は非常に曖昧なため、虐待ではなく自然死として扱われてしまった事例も少なからずあるのではないかと懸念されています。</p> <p>児相が勧告を行わず、親が摘出を認めるという条件には断固反対。</p> <p>ガイドラインを悪用する人が出てこないか心配である。</p>	<p>臓器の移植に関する法律（平成 21 年法律第 78 号）附則第 5 号において、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されないよう求めており、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）において、児童の診療に従事する者に対し可能な限り虐待の徴候の有無を確認するよう努めることを求めております。本改正は、こうした虐待対応のための院内体制の下での検討の結果として虐待を疑わず、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項の規定による通告を行わない場合は、臓器の摘出を行って差し支えないことを明確にするものです。</p>
<p>臨床医は、被虐待の可能性を積極的肯定しない強い動機づけを得ることとなる。</p> <p>児童相談所においても、すでに死亡しているケースにおいては、積極的な虐待判断を行う動機付けが乏しくなると予想される。</p> <p>これらの前提により、加虐待親が子死後の扱いまで決定しうる可能性を上げることに、反対。臓器移植は、死亡の判断を行った医師からみて明らかに、子の利益を第一に考えていると結論づけられる親による判断のみに委ねられるべき。</p> <p>これは、死亡した児の権利の保障等倫理的な側面と共に、被虐待判断を積極的に行わないという動機付けのために、死亡児の兄弟姉妹児の安全にも関わる問題である。</p>	<p>本改正は、本人の意思表示の有効性が認められていない 15 歳未満の者のうち、知的障害等を持たない者については、遺族の書面による承諾で臓器提供が可能であるが、知的障害者等については、たとえ遺族が臓器提供を希望したとしても、臓器提供を行うことができないという不整合を是正するものであります。</p> <p>また、15 歳以上の知的障害者等からの臓器提供の取扱いにつきましては、さまざまな御意見を踏まえて検討してまいります。</p>
<p>虐待を完全否定できないなら、移植は見合わせるべき。</p>	
<p>知的障害者等には自己の意思表示を正確に行えない者も多いため、単純に知的障害者等がない者と同じに扱うというのは知的障害者等からの搾取になりかねない。また、遺族は本人ではない。</p>	

	す。
--	----

4. ガイドラインの通知について

臓器移植委員会において承知後、ガイドラインを改正し、通知を行う。